

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年六月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十二月二十五日奈良県指令建第九二一七二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年六月二日建第八二三三号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市新賀町一六六番一、一六六番二、一六六番三、一六六番五、一六七番一及び一六七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新賀町三六六番地の二
上田延子

一 許可番号

平成二十六年一月二十日奈良県指令建第九二一八二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年六月二日建第八二三四号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年六月二日建第四九六三号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市北花内五一四番一、五一四番二の一部、五一五番二、五一五番三、五一五番四の一部、五一五番五の一部、五一五番六の一部、五一五番七、五一五番八、五一五番九の一部及び五一五番一〇の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市西町三番地の二九
株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市北花内五一四番一の一部、五一四番二の一部、五一五番二の一部、五一五番三、五一五番五の一部、五一五番六の一部、五一五番七、五一五番八、五一五番九の一部及び五一五番一〇の一部

下水道 葛城市北花内五一四番一、五一四番二及び五一五番三の各一部

一 許可番号

平成二十五年十二月十日奈良県指令建第九二―一二九号

平成二十六年四月十一日奈良県指令建第九二―一二九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年六月二日建第八二三五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年六月二日建第四九六四号

三 開発区域に含まれる地域

天理市櫛本町一一七八番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県川西市向陽台三丁目三番地の七二
株式会社日創 代表取締役 水口博憲

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市櫛本町一一七八番二の一部

下水道 天理市櫛本町一一七八番二の一部

水路 天理市櫛本町一一七八番二の一部